
令和6年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第2日)

令和6年6月14日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第29号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第2 報告第1号 令和5年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 報告第2号 令和5年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第3号 令和5年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第4号 令和5年度高千穂町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第5号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第7 承認第2号 高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第3号 高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第4号 高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第5号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第6号 財産の取得の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第32号 令和6年度高千穂町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第33号 令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第34号 令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第35号 令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第36号 令和6年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第37号 令和6年度高千穂町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第38号 令和6年度高千穂町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第39号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第20 議案第40号 工事請負契約の締結について

- 日程第21 議案第30号 高千穂町下水道条例の一部改正について
日程第22 議案第31号 高千穂町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第29号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第2 報告第1号 令和5年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第3 報告第2号 令和5年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第4 報告第3号 令和5年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第5 報告第4号 令和5年度高千穂町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第6 報告第5号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第7 承認第2号 高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程第8 承認第3号 高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程第9 承認第4号 高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程第10 承認第5号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて
日程第11 承認第6号 財産の取得の専決処分の承認を求めることについて
日程第12 議案第32号 令和6年度高千穂町一般会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第33号 令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第34号 令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第35号 令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第36号 令和6年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第37号 令和6年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第38号 令和6年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第39号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第20 議案第40号 工事請負契約の締結について
日程第21 議案第30号 高千穂町下水道条例の一部改正について
日程第22 議案第31号 高千穂町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について

出席議員（13名）

1 番 藤田 利廣議員	2 番 田中 義了議員
3 番 佐藤さつき議員	5 番 板倉 哲男議員
6 番 磯貝 助夫議員	7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員	9 番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興梠 恵志	書記 興梠 貴
----------	---------

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	興梠 貴俊
財政課長	霜見 勉	総合政策課長	湯川 哲
税務課長	谷川 保孝	町民生活課長	佐伯 竜也
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長			佐藤 峰史
農地整備課長	江藤 武憲	建設課長	甲斐 徹
会計管理者	佐藤 美和		
保健福祉総合センター所長			工藤加代子
上下水道課長	飯干 和宣		
教育委員会次長兼教育総務課長			林 謙一
監査委員	中尾 清美		

午前10時00分開議

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。

一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 議案第 29 号

○議長（坂本 弘明議員） 日程第 1、議案第 29 号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、佐藤さつき議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（佐藤さつき議員） 報告。第 2 回高千穂町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託された福祉保険課所管の 1 件の議案について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第 41 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

福祉保険課所管、議案第 29 号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について。

国では、国保保険料水準の統一化を目指しており、宮崎県国民健康保険運営方針でも、県内被保険者の負担の公平性を確保するため、県内全ての市町村において 3 方式を目指し、令和 6 年度より移行可能な市町村から随時移行することとしています。

今回の改正は、このことを踏まえ、現行の 4 方式（所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割）から 3 方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）に税率、税額の改正を行うもので、資産割を段階的に引き下げ、均等割を引き上げ、令和 9 年度までに資産割がゼロになるよう調整を行い、また、国保財源が厳しさを増していることから、令和元年度から 5 年間据え置いた税額を引き上げるものです。

令和 6 年度は年額 3,800 円の値上げとなり、国民健康保険基金から 1,600 万円の繰入れを予定しています。この改正は、公布の日から施行するものと説明を受け、質疑に入りました。

質疑、基金の残りはどれくらいか。答弁、1 億 5,000 万円。

質疑、資産割をなくして 3 方式に移行する理由は。

答弁、資産割については、収益性のない居住用の土地・建物にも賦課され、住所以外の市町村に所有している資産は賦課の対象にならないなど、応能分であるにもかかわらず、被保険者の負担能力を反映できていない面があるため。

質疑、被保険者は減少しているが、1 人当たりの医療費はどうか。

答弁、令和4年度から5年度にかけて約5万円上がっている。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からは、町民1人当たりの医療費が年々上がっていることを踏まえて、健診の重要性や健康増進の必要性について、町民への周知を今まで以上に工夫して行うように要望しました。

文教厚生常任委員会委員長、佐藤さつき。

以上、報告とします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

これから、議案第29号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第29号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第29号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 報告第1号

日程第3. 報告第2号

日程第4. 報告第3号

日程第5. 報告第4号

日程第6. 報告第5号

日程第7. 承認第2号

日程第8. 承認第3号

日程第9. 承認第4号

日程第10. 承認第5号

日程第11. 承認第6号

日程第12. 議案第32号

日程第 13. 議案第 33 号

日程第 14. 議案第 34 号

日程第 15. 議案第 35 号

日程第 16. 議案第 36 号

日程第 17. 議案第 37 号

日程第 18. 議案第 38 号

日程第 19. 議案第 39 号

日程第 20. 議案第 40 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 2、報告第 1 号から日程第 20、議案第 40 号までの報告 5 件、専決処分承認 5 件、補正予算議案 7 件、その他の議案 2 件、合計 19 件を一括議題として質疑を行います。

質疑をされる方は、議会申合せ事項を遵守していただき、さらに、議案番号並びに答弁者を指名して質疑願います。

また、質疑が議案に対する提言や議題以外の質問にならないようにお気をつけください。

質疑ありませんか。板倉哲男議員。

○議員（5 番 板倉 哲男議員） 5 番、板倉です。議案第 32 号一般会計補正予算案について質疑をしたいと思います。

まず、議案集の 15 ページの企画費の、まちづくり公社運営補助金 500 万円が、19 ページの農業総務費に組み替えた件について、まず財政課長に、なぜ組み替えたのかの説明を求めたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） 板倉議員の御質問にお答えします。

まちづくり公社の所管の課が、総合政策課から農林振興課に移った関係上、企画費ではなく農林関係の予算に組み替えたほうがよかろうということで、今回、組み替えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5 番 板倉 哲男議員） まちづくり公社の担当が農林振興課に替わったということですが、なぜ総合政策課から農林振興課に替わったのかの説明を、今度は町長に説明を求めたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。

総合政策課においては、様々な新しい事業を立ち上げようという際に、まず総合政策課で立ち

上げを行い、軌道に乗ってきた場合には、担当課、本来どこが持つべきかというところの担当課に下ろしていくというのが総合政策課の役割だ、それも一つの役割だというふうに考えております。

物産事業部自体の「鬼八の蔵」と「道の駅高千穂」、これが物産事業のもちろん主力なわけですが、その担当が農林振興課であるというところ、これを考慮した中で農林振興課に所管替えをしたということでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 物産事業が農林振興課の所管だからということですが、３月議会の最終日だったと記憶しているんですが、それまで、ふるさと納税の担当をまちづくり公社が担当をしていたんですが、今年度からその担当をやめますという説明があったかと思いますが、その説明を再度、町長にお願いしてもいいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

最終日に、明確にその文言といたしますか、記憶が今ないんですけれども、ふるさと納税の担当といたしますか、委託業務につきましては、まちづくり公社に、これまでお願いをしておりましたが、特に事務的な部分について、まちづくり公社でないと担えないかというところでもないというところが一つと、あとは昨年１０月に総務省から、ふるさと納税に関する決まり事がかなり厳しくなったということで、ふるさと納税寄附金額に対する返礼品、そして経費、全て含めて、しっかり５割以下に収めてくださいといったことがありました。

そういった中で、まちづくり公社よりも、でなければ担えないという部分以外、つまり事務的作業については、ふるさと納税の業務を県内でも請け負って成果を上げている事業所に移したほうが、経費が、町としてですけれども、安く抑えられるということでございます。

そして、まちづくり公社については、新たな返礼品の開拓、また開発、こういったところを、物産事業部を持っているまちづくり公社が、その部分は得意であろうということで、その部分のみお願いをするということで、事務的作業の部分については専門事業者に委託すると、これは経費を抑えるためということですが、そのようになったという経緯でございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 公社立ち上げのときの事業計画だと、ふるさと納税を大きく伸ばすことで公社自身も売上げを伸ばすという計画であったと思いますが、その計画が、かなり変わるのかなと思います。

伺いたいのが、今後、まちづくり公社として売上げをどのように伸ばしていくというお考えなのか、町長にお尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在取り組んでいることといたしましては、まず、まちづくり公社独自のプライベートブランドの商品開発、こういったところに力を入れているということで、高千穂にしかないお土産品の開発、こういったところで売上げを伸ばしていきたいと考えております。

また、いろんな季節に合わせたフェアの開催であるとか、こういったところも売場としては伸ばそうと考えているところです。

あと、6月からECサイト、いわゆる通信販売サイトというところの開設を、今やっているとございまして、軌道に乗るためには、もう少し時間がかかるかなと思いますが。そういったところで、高千穂の農産品のPR、販売、そして、ふるさと納税の情報発信についても、しっかりとやっていきたいということで、物産事業部としての売上向上、また間接的には、ふるさと納税の寄附額の向上、こういったところを連動させて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひそういった新しい動きについても、今この場でお伺いしたので聞けるわけなんですけど、また、そういう新しい動きについても、改めて議会に説明がいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、議案集でいうと17ページになるんですが、定額減税関連の予算案について質疑をしたいと思ひます。この定額減税、私も勉強させていただいたんですが、非常にややこしいなと思ひています。まず、税務課長にお尋ねしたいんですが、定額減税の制度の概要について説明をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（谷川 保孝課長） 板倉議員の質問にお答えします。

定額減税につきましては、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分の個人住民税、あるいは所得税のほうから、住民税に関しましては1人1万円、扶養親族あるいは控除対象配偶者がいる場合は、1人につきそれぞれ1万円ずつの増額、所得税につきましては1人当たり3万円、同じく扶養親族あるいは控除対象配偶者がいる場合は、1人につき3万円の増額ということで減税を予定されております。

個人住民税につきましては、対象者が所得割が課税されている人が対象となっております。納付の仕方につきましては、個人住民税の特別徴収の方につきましては、6月分は控除されまして、

7月から来年の5月までの11か月分で減税分を割りまして、毎月割られた金額が特別徴収分から減額されることになっております。

普通徴収の方につきましては、6月分の納付のときから減税分を差し引きまして、そこで引き切れない場合は8月分、そこで引き切れない場合は10月分ということで、順次、減額していくことになります。

年金特別徴収の方につきましては、10月分の年金から控除される、減額されるということになっておりますので、そこもまた10月で引き切れない場合は12月ということで減税されていくことになります。

所得税につきましては、ちょっとやり方が違いまして、普通、源泉徴収の対象者の方につきましては、6月分の給与から徐々に引きまして、6月分の賞与、ボーナス、そちらのほうで引いて、まだ引き切れない場合は7月分の給与という形で、6月1日以降の給与の支給に対して減税が発生することになります。

所得税の事業者につきましては、基本的には、来年の確定申告のときに申告をして、納税額が決まったら、そこから減税するということになっております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 説明を聞いても、やはり難しいなというふうに思います。それで、難しくしているのが、減税し切れない場合、給付金があるということなんですが、その給付金のことについての説明を、再度お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（谷川 保孝課長） 定額減税で引き切れなかった分につきましては、調整給付という形で給付金が支給されることになります。給付金につきましては、減税された額が、税金からその減税額を引いて、残りの金額を1万円単位で切り上げて、それで給付するということになります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） あと、これ国の政策なわけですが、定額減税単独のものではなくて、これまでに、もう既に実施済みの給付金と一体したものであるというところが、また、ややこしいなと思ってしまして、昨年度に、住民税非課税世帯、また、均等割のみ課税の世帯に1世帯当たり10万円を給付というものがありましたが、基本的には、この10万円の給付を受けた方は、今回、定額減税の対象外だという理解でいいのかどうか、これは福祉保険課長になるんでしょうか、分かれば答弁をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃられたとおりに、令和５年度に、非課税世帯、または均等割のみを課税された世帯に１０万円の給付が済んでおります。

令和６年度におきましても、新たな非課税世帯に１０万円を給付するという制度が併せてありますので、５年度に非課税世帯で１０万円を給付されている方は、基本的には今回の定額減税の対象にはならないのですが、一部、５年度は非課税世帯であって、６年、今年度は所得が伸びて所得税が発生しているですとか、住民税の所得割が発生している方がいらっしゃいましたら、その方は、この定額減税の支給対象になります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 一部、例外はあるということですが、我々町民の立場からすると、定額減税で４万円が減税される人と、減税し切れない場合、調整給付金を受け取る人と、非課税世帯など１０万円の給付を受ける人の３パターンに、基本的には分かれるのかなというふうに理解はしております。

その給付金のことで続けて質問をしたいのですが、給付金を受け取る時の流れ、対象者が何らかの申請とかが必要になるのかどうか、福祉保険課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 支給対象の方につきましては、町で把握をしております所得や扶養の状況を勘案しまして、確認書を送付をさせていただくことになるかと思います。

ただ、扶養が、住民税の基準日が１月１日ですので、それ以降に転入された方などは、情報を町のほうで持ちませんので、その情報を収集をしたりですとか確認させていただくという作業が出てくるかと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 役場から調整給付金の対象者に確認書を送付するということが、大体いつ頃に送付がされるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 今回、非課税の方に新たな給付と定額減税と２つの支給がありますが、議決をいただきました後、システム改修を行いまして、非課税世帯のほうが早く対象者が絞れるかと思っておりますので、確認ができ次第、こちらのほうを先に通知をお出しすることになるかと思っております。その後、定額減税の差額の支給分の方に対しましては、確認を細かくいたしま

して、8月あたりになるかと思えますけれども、順次、準備ができ次第、通知をさせていただく予定としております。

ただ、国のほうとしましては、一応、申請の期限を10月末、給付の期限を11月末とされておりますので、そこに向けてスケジュールは組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） その確認書が、調整給付金のほうは8月頃になるだろうという話で、その対象の方が役場に返送する期限が10月末ということで承知しました。

ただ、先ほど税務課長からも説明があった、例えば、農業ですとか個人事業主の方は、来年の2月、3月に確定申告して、初めて所得税が決まりまして、そのときに、確定申告した結果、減税し切れないというケースも出てくるかなと思います。そうした場合は、来年の2月、3月に、再度、その調整給付の対象になる方に確認書を送付するということになるのかどうか、再度、福祉保険課長にお尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 板倉議員のおっしゃられるように、確定申告の後に不足分が生じる方につきましては、その後、追加で給付をさせていただきます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 非常に今回の制度、今やり取りさせていただいているように、非常に分かりにくいものになっているというふうに思います。恐らく多くの町民の方も同じではないかなというふうに思います。今回の定額減税のことですとか、調整給付金のことについての周知を、もちろん国のやることではあるのですが、その事務を町がするわけですので、町としても、その周知を力を入れる必要があるのかなと思うわけですが、その辺りの周知を、今後どのように考えておられるのか、税務課長か福祉保険課長か、どちらか答弁いただければと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（谷川 保孝課長） 板倉議員の質問にお答えします。

定額減税、あるいは調整給付金の周知に関しましては、まず定額減税につきましては、6月の広報誌で広報する予定にしております。

給付金に関しましては、6月にちょっと間に合いませんでしたので、それ以降、あるいは公民館の回覧文書、あるいは町のホームページで掲載して周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） ぜひその周知にも力を入れていただきたいなというふうに思います。

今まで住民の側に立った質疑をさせていただいたのですが、ここからは行政の側に立った質疑もしたいと思います。今回の定額減税と調整給付金のセットになった事務が、非常に複雑で、非常に多くのマンパワーを要するのかなということを懸念しております。福祉保険課長にお尋ねしますが、このマンパワーを補うために、例えば、会計年度任用職員さんの雇用とか、そういったことも考えているのかどうかお尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 現在のところは、会計年度任用職員の雇用等は考えておりません。制度が複雑であるということが一つありまして、職員で可能な限り対応をしたいというふうに、現段階では考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） その事務のやり方もいろいろあるのかなと思うんですが、例えば、自治体によっては、マイナンバーカードに公金受取口座の登録があれば、その事務を簡略化できるというようなことを書いている自治体もありました。

そこで伺いたいのですが、本町において、そういったマイナンバーカードの公金受取口座を活用できるような体制に、本町がなっているのかどうか、福祉保険課長に再度お尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを活用しました公金受取口座の活用につきましては、まず準備期間が２か月程度かかるようであります。併せまして、初期導入費と月々のサービス料が必要ということのようであります。

この給付の支援サービスというのですが、こちらを活用しますと申請から給付までが一連の流れでできる、またはオンラインでの申請ができることがあるようではありますけれども、費用が、ちょっと手元の資料にはなりますが、初期導入費で２００万、税込みで２２０万と、月々のサービス料が４０万ほどかかるということとありますので、なかなか導入に踏み切るにはハードルが高いのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） お金もかかるということではありますが、恐らくではあります

が、一応、国のほうでは今回の定額減税、今回だけですよという説明があるのですが、同じようなものは今後も続く可能性もありますので、ぜひそういったマイナンバーカードの活用、そういったことも検討いただければというふうに思います。この件については以上です。

次に、もう1件だけ質疑をさせていただきます。19ページの高千穂町地球温暖化対策実行計画策定委託料で987万円の予算がありますが、これについて、まずどういった計画の策定になるのか、町民生活課長に伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（佐伯 竜也課長） 板倉哲男議員の質問にお答えいたします。

今回の委託料の補正予算ですが、地球温暖化対策実行計画の事務事業編と区画施策編を作成するための業務委託料です。

こちらは、令和2年の10月に菅内閣のときに所信表明が行われました、2050年までに温暖効果ガスの排出を全体としてゼロとすると、すなわち2050年ゼロカーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しております。こちらの計画を達成するために、今回、補正予算として業務委託料を計上しております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員脱。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 脱炭素の計画ということで、やはりこうした計画、なかなか民間のほうでは難しいのかなと思います。やはりこういった部分は、行政の主導が大きくなると思いますので、ぜひその計画づくりをしっかりといただきたいなというふうに思います。

ただ一方で、行政だけ取り組んでも、こういった脱炭素の取組は推進もできないのかなというふうに思います。

そこでお伺いしたいのが、今回、計画を策定するに当たって、大体いつも委員会とかをつくるわけですが、そういった委員の構成として、町職員だけの構成になるのか、町民の方も含めた構成になるのかについて、再度、町民生活課長にお尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（佐伯 竜也課長） 板倉哲男議員の質問にお答えします。

こちらは、おっしゃられるとおり、まずは庁舎内の推進本部を、まず立ち上げたいと思っております。その後に、今度は、推進協議会ということで、町内の皆様に御協力をいただいて協議会を立ち上げて、こちらの計画のほうの内容について審議していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員脱。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 町民の方も、共に考えていくということ、そういった答弁をい

ただいて安心しました。ぜひ、計画策定、また計画策定後の推進についても、町民の方をうまく巻き込む形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 議席番号7番、本願です。承認の第6号になります。財産の取得の専決処分になります。

小学校教師用教科書、指導書、デジタル教科書、指導教科書の、議案書は68ページに冊数と本体価格、消費税等を詳細に記載されておりますが、教科書、後期用と前期用とありますが、数値がちょっと合わないの、どれが生徒用でどれが教師用なのか、詳細を教育次長にお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

まず、教師用の教科書につきましては、各学校の学級数分、それに各科目ごとの数を合わせた数で計上してあります。

それから、指導書につきましても、教師用の指導書、それから、デジタル教科書につきましても、これにつきましても、教師用の教科書ということで、全て教師用の指導書、それから教科書ということになります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 分かりました。我々もペーパーレス化、議案集がタブレットになっておりますが、生徒たちについてもデジタル教科書になるということで、ペーパーレスになる。そして、こういったデジタル化に幼少の頃からなじむようになって、将来的にこういったものを日常的に使うようになってくるのかなと思うんですけども、それぞれ小中学校ごとにパソコンの部屋があって、パソコンにも常時、触れるような教育がなされていますが、そういったパソコンとデジタル教科書の住み分けというか、どういった分野がパソコンで、どういった分野がデジタル教科書になってくるのか、分かる範囲でお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 御質問にお答えいたします。

デジタル教科書につきましては、紙の代わりにタブレット、1人1台ずつ利用できるというデジタルタブレットとかパソコンとか、生徒のほうで、それぞれ持っておりますので、基本的には、デジタル教科書については、個人のタブレットで教室で使用するということになります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 分かりました。

先日、子供の入試説明会が高校のほうでありまして、今年度から共通テストに情報の分野が入って1,000満点になるということで、早い段階からこういった機器に携わって、情報分野についても早い段階から携わることが重要なと思いますけれども、数年前からプログラミング教室というものを本町が取り組んでいて、小中学生を対象に行われていて、F a c e b o o k等のSNSで見る限りでは非常に好調で、小中学生が参加して、そういった分野に興味を持つ子がたくさん出てきたのかなと感じているところでありますけれども、今年度から、何かそういうプログラミング教室を開催しないというような町民から情報を聞いたんですけれども、企画観光課長、今年度はこういった方向性になるのかお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） プログラミング教室、非常に好評ですので、今年度もタイムカプセルさんをお願いしてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） あるようであれば、引き続き継続して、子供たちがそういったプログラミングと情報の世界に興味を持って入り込めるように定着させてほしいと思います。

次に、板倉議員が先ほど質疑しましたが、議案集の議案32号の令和6年度高千穂町一般会計補正予算についてお伺いしますが、私のタブレット、毎回、文字を入力しますが、すぐ消えてしまいます。ちょっとまた、総務課のほうで調べていただきたいと思いますけれども。ページ数は、先ほど板倉議員が言いましたように、19ページの高千穂町地球温暖化対策計画策定委託料についてでありますけれども、事業内容については、先ほど板倉議員が聞きましたので事業内容については触れませんが、地球温暖化については、先日、面白い絵本がありまして、自動車とかバスとかヘリコプターとか飛行機とか、船のCO₂の排出量を示す絵本がありまして、子供に読んだ経緯があります。

移動するその乗り物が大きくなればなるほどCO₂の排出量も大きくなるわけでありまして、そこに乗っている人の割合からすると、やはり1人当たりですと自動車が一番CO₂を排出しているということが書かれている絵本がありましたが、そういったことも踏まえて、CO₂の排出量を抑えていかないといかないとということで、新年度の当初予算に、グリーンスローモビリティに関する予算等も含まれておりましたが、総合政策課のほうにデジタル田園都市国家構想交付金として歳入が上がっておりまして、それを企画観光課でグリーンスローモビリティに充当するという事になっておりましたが、その点についても、地球温暖化対策については、非常

に面白い事業だなと思って、議員としても着目したところでありますが。

事業主体は企画観光課というところでありましたが、かなり業務が煩雑になるということで、なかなか対応ができないということも情報で入っていましたが、そういったことも踏まえて、新たな雇用の創出になる面白い事業ではないかなと思っていたんですけども、今の現状でどういった進捗状況であるのか、企画観光課長に伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

昨年度、だから今年の２月に実証実験等も行っていました。グリーンスローモビリティに乗っておられる観光客に対して、リモートガイドで案内をしていくというような形で実証実験を行っていったわけですが。ちょっと今、事業のほう、少し関係機関と、やっぱり協議会等をつくって進めていかなければならないというところがちょっと欠けておりまして、なかなか事業のほうが進められないという方向が出てまいりました。

やはり、リモートガイドも養成していきたいと、新たな観光サービスにつながっていく、雇用にもつながっていくというふうなことも考えておったんですが、やはり人がいないことと、現地ガイド、今、観光協会が行っている現地ガイドも、今要望が増えてきておりまして、なかなか人員も割けないという状況もございますし、やっぱりそういった協議会を先に立ち上げてきちんと協議していくべきだったというふうに思いまして、今、県のほうとも話をしながら、今のところ、この事業につきましては取下げをさせていただくということで手続を進めております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（７番 本願 和茂議員） 非常に面白い、今後、将来的に国の政策等にもふさわしい事業だなと思ったので、ちょっと残念であります。聞くとところによると、モニターの前で、やはり数時間拘束されることが非常にネックになっているようでありまして、それであるならば、従来の、実際に人間が出向いて観光案内をするほうが、よっぽど手軽にできる事業だということも聞いておりますので、また、ほかの何か支援ができないのか等も、ほかの事業が活用できないのか、補助金が活用できないのかを再度、検討していただきたいなと思います。

そういったことも踏まえて、本町の観光の着地点はどうなるのかということで、何を目指しているのかということで、ちょっと分からなくなったので、そこを町長に伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

着地点というのは脱炭素という意味でということかと思いますけれども、私もこのグリーンスローモビリティ、また電動の小さい車を活用しての実証実験というのも、私も体験をさせていた

だいて、非常にいいなと思ったのですけれども、やはり高千穂のガイドの在り方というところの目指すべき方向性というところが、なかなか、いろんな観光客を含め、いろんな皆さんとの共通認識が、なかなか得られなかったというところで、今回は、ちょっと見送らせていただこうかなと思っています。

しかし、今後いずれは、そういった移動手段等についても脱炭素という視点を盛り込みながら考えていく必要はあるというふうに考えております。それが今すぐというよりも、今回、この脱炭素に向けた計画を作るわけですけれども、この計画の中にどのように盛り込んでいくかというようなところで、その観光関係の、例えば観光協会なども含めて意見を集約しながら、また議論しながら方向性を示していきたいと思いますが、いずれはE V車を、例えば公用と、あるいは空いているときは観光に使ってもらおうとか、そういった方向性の在り方もあるんじゃないかなと個人的には考えておりますので、いずれにしましても、そういった方向性を、環境省との事業を具体的にやっていこうとしたときに、この計画があることによって、そういった補助事業が採択できる条件になるといったこともありますので、まずは計画をしっかりと作って、その中に観光でどう脱炭素に取り組んでいくかというようなところを議論をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑はありませんか。中島早苗議員。

○議員（8 番 中島 早苗議員） 8 番、中島早苗です。総務課長にお伺いいたします。

一般会計補正予算の14ページに、人権啓発事業費ということで扶助費として犯罪被害者等支援金として60万円が計上されております。令和5年度にはなかった部分なんですけれども、これは令和6年度の3月議会で、高千穂町犯罪被害者等支援の条例が制定されております。この条例を受けての今回の扶助費の計上でしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（興梠 貴俊課長） 中島早苗議員の御質問にお答えいたします。

本予算につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、本年第1回定例会におきまして御承認いただきました高千穂町犯罪被害者等支援条例に伴います施行規則によりまして、遺族支援金30万円、重傷病支援金10万円、転居費用助成金20万円を決めておりますが、これにつきまして予算を計上させたものでございまして、実際にそうした被害者が発生しているわけではございませんが、万が一、そうした事案が発生した際に、できるだけスピーディーに対応できるようにということで予算計上させていただいております。

この件につきましては、3月議会の予算委員会の中で予算計上について求める御意見もいただいていたところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 3月議会を受けて、即こういう条例を受けて、即補正で計上されたということは、すばらしいことではないかなというふうに個人的に思っております。

再確認でありますけれども、この申請があった場合に対応する費用というのは、最終的には国から交付されるということになるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（興梠 貴俊課長） 御質問にお答えいたします。

犯罪被害者の支援につきましては、国の制度のほうもございまして、こちらについては最大3,000万円が支給される制度がございますが、手続上、半年以上はかかるということもございまして、県や警察等から、市町村のほうでこうした制度の取組についての要請があつておりましたので、今年3月に制定したものでございます。

今回の60万の補正予算につきましては、基本的には町の単独経費となりますが、国の特別交付税ですとか、そうしたものの算定基準等に合致するものがあれば、そういった形で要請したいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 本当に時間がかからずに対応ができるということは、大変大切なことだと思っております。分かりました。

以上で終わります。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 2番、田中義了です。林次長にお伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 田中議員、起立して質疑願います。

○議員（2番 田中 義了議員） すみません。承認第6号の財産取得の専決処分の承認を求めることについて、先ほど本願議員からも質問がありましたけど、まずは、なぜ専決処分になっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 田中議員の御質問にお答えいたします。

本承認議案につきましては、4月1日付で購入をいたしておりますので、議会を開いていただくいとまがなかったということで承認議案として出させていただいております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（２番 田中 義了議員） この購入の教材類の内訳と表紙の内訳の内容が違っておりますが、どうしてですか。

例えば、デジタル教科書は購入されていないのに、冒頭の標題の中にはデジタル教科書を購入したような感じになっておりますが、いかがなんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 御質問にお答えいたします。

デジタル教科書につきましては、指導用準拠教材の中に含まれておりますので、こちらのほうでデジタル教科書のほうについては含まれております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（２番 田中 義了議員） 内訳のほうには、中学校のほうにデジタル教科書というのがあるんですよ。したがって、小学校の分にも、それを計上すべきじゃなかったんでしょうか。掲記というか、計上じゃなくて掲記。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 先ほど申し上げましたとおり、デジタル教科書につきましては、学校用の準拠教材ということになっておりましたので、こちらのほうで計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（２番 田中 義了議員） 何でデジタル教科書と前の表記のほうで書いてあって、参考資料の別表のほうでは、小学校の分にはないんですよ、中学校の分にあって。そういう表記を合わせるべきじゃないかと思っております。

また、その別表の１のところ、各項目のタイトル、上のほうに書いてあるんですけど内容と一致しないんですよ。もしあれするんだったら、もういちいち書かないで教材の内訳みたいな形にして、小学校の分、中学校の分というふうに書いたほうが分かりやすいんじゃないかと。私は、デジタル教科書、中学校の分しかないからおかしいんじゃないかと思ったところです。どういうふうに表記、参考資料のほうですね、別表のほうを何か訂正するようなことは考えられないんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 御質問の件につきましては、再度、確認をいたしまして答弁させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 税務課長にお尋ねいたします。ちょっと前歯3本今失っておりますので空気漏れしておりますので、ちょっと話しづらいんですけど。

承認第3号で、固定資産税の免除の期限を9年まで延長するということになっておりますが、この減税の対象金額は、どのくらいなのでしょう。固定資産税は、町民税と一緒に、町の収入の貴重な財源なんです。それで、もしも財源不足のときは、こういう減税をしなくてもいいんじゃないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（谷川 保孝課長） 田中義了議員の質問にお答えします。

高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例について、課税免除についてなんですが、こちらのほうは、製造業、あるいは旅館業につきましては500万円以上、資本金により1,000万円以上だったり2,000万円以上の償却資産——設備投資ですね——した場合に、そのかかった費用の2分の1、課税を減額するということになっておりますが、減額した分につきましては、75%は国のほうの交付税で充当されるということになりますので、町の持ち出しについては25%となっております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 納税対象者というのは、特定の町民、企業という形でいいんですか。今さっきは、宿泊施設関係だろうと思いますけど、旅館業組合だけが恩恵を受けているのか。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（谷川 保孝課長） 質問にお答えします。

対象となる事業者につきましては、製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業、その4種類の業種となっております。令和3年度の事業者数にしましては、46事業者ほどあります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） よろしいですか。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なければ、これで質疑を終わります。

これから専決処分承認 5 件、補正予算議案 7 件、その他の議案 2 件について、討論、採決を行います。

初めに、承認第 2 号高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。承認第 2 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、承認第 2 号は承認することに決定しました。

続いて、承認第 3 号高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。承認第 3 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、承認第 3 号は承認することに決定しました。

続いて、承認第 4 号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。承認第 4 号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、承認第 4 号は承認することに決定

しました。

続いて、承認第5号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。承認第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

続いて、承認第6号財産の取得の専決処分の承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。承認第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

続いて、議案第32号令和6年度高千穂町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第３４号令和６年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第３５号令和６年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第３６号令和６年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第37号令和6年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号令和6年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第39号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第40号工事請負契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第40号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第30号

日程第22．議案第31号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第21、議案第30号から日程第22、議案第31号の条例議案2件を一括議題として質疑を行います。

質疑をされる方は議会申合せ事項を遵守していただき、さらに議案番号並びに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 11番、工藤。議案31号について企画課長にお願いします。

このコロナ対策基金条例の廃止についてであります。説明では、中小企業に対する利子補給の支援事業が終了したために、残額は償還し、条例は廃止するというような説明でございましたが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 企画課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

本事業が始まりまして、利子補給を令和2年から令和5年度まで行ってまいりました。36月の利子補給ということでございまして、最終の事業者の対象月が、令和5年11月ということで、利子補給というのが1月から12月までの期間でどれだけ利子をお支払いされたかどうか、その額に応じて利子補給を行っているということで、令和5年1月から12月までに借りられた分が最終の補助金のお支払いする額ということになります。3年目ということになりますので。

あと基金残額としましては、312万7,000円が残っておりまして、これを一般会計に繰り入れまして、地方創生臨時交付金の償還金ということで国にお返しするというので、今日、議決を経た後に繰入れの処理を行いまして、それが済みましてところで条例を廃止するような形で進めてまいりたいということになります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 令和2年から3年間、36か月利子補給をされたということですが、この3年間に幾つの企業に対して、で、利子補給をされた総額をお知らせください。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業につきまし

ては、10社に対して利子補給を行っておりまして、36月の総額が、10社で1,047万9,000円でございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） この事業自体が中小企業を支援する事業だったということで、廃止されてもいいのかなというふうにも思うわけですが、私個人とすれば、ほかにも基金を、条例を残しておいて、ほかにも何かいい方法はないかというようなことで質問をさせていただきたいと思いますが。

まず、町民生活課長にお伺いいたします。今回のコロナ発生から約4年ちょっとたっているわけですが、現在は5類になっておりますけれども、明らかにコロナの症状、コロナが原因で死亡されたという方の人数の把握はされておられるでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（佐伯 竜也課長） 工藤博志議員の御質問にお答えします。

町民生活課におきましては、コロナで亡くなられた方の人数等は把握しておりません。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 保健所あたりに訪ねて把握できる可能性はありますか。

○議長（坂本 弘明議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（佐伯 竜也課長） ちょっと、我々町民生活課は、戸籍、死亡届を受理して、それを審査する関係の部署なんですけれども、保健所に尋ねてそういうことを教えていただけるかどうかは、ちょっと分からない、この場では、ちょっと即答はできないと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 町としたらコロナで亡くなられた方の人数は把握できないということで理解してよろしいですか。

○議長（坂本 弘明議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（佐伯 竜也課長） 町民生活課のほうでは、ちょっと、その点は把握できないかなと思っております。

ただ、ほかの部署だったらそういう情報がある可能性もあるんですけれども、ちょっと町民生活課では、ちょっと、コロナの死亡人数に関しては、ちょっと把握はできないかなと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 質問を変えます。

今回、多くのワクチン接種を、多い方は五、六回以上された方もいらっしゃると思いますし、それぞれ回数は違うと思いますけれども、保健センター長にお願いします。明らかにワクチン接種で後遺症が残って、いまだに通院されているという患者さんを把握されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長） １名の方が、後遺症が残りまして、国のほうで承認をいただいて、今、給付の対象になっていらっしゃる方が１名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） というようなことで町長のほうにお伺いをいたしますが、そういったことで、コロナが原因で死亡された方は把握されていないというようなことでありますが、恐らく数名は、いらっしゃるだろうというふうに思いますし、また、ワクチン接種による後遺症が出た方もいらっしゃるというような状況の中で、先日、宮日の発表によりますと、２０２３年のコロナで死亡は、ワースト１位が宮崎県でありました。その中でも、高千穂町は高い、まだコロナの感染者が発生している状況の中で、こういった条例を廃止するのはいかがなものかということでお伺いをしたいと思います。

我々農家の世帯主は、仮にコロナで罹患しても１週間１０日休んでも、何ら休業補償もなく、農作業のほうは遅れ、また家族にも迷惑をかけるだけであって、何ら今までのこの５年間は、コロナに対する患者となった場合に支援策などはなかったわけなんですけれども、やはり突然発生したコロナによって死亡された、あるいは、国県、行政の指導の下にワクチンを接種して後遺症が残ったというような人のために、この基金条例を残して、条例は活用できると思うんですよ。ですから、そういった住民の皆さん方に、死亡された過程が明白に分かれれば、そこら辺りには見舞金の増額をしてあげたりとか、また、いまだにワクチン接種で後遺症で通院されている方々には医療費の助成をしてあげたりとか、そういった方法もあったのではないかなというようなことで質問をさせていただきましたが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

今回の基金の廃止につきましては、もともとの目的が３６か月間の利子補給を行うということでの基金でございましたので、これは国に対する、国の交付金をもらうに当たって、そういう内容で財源を頂いていたわけですので、その目的が終えて、残った分については、当然、国に返さ

なければならないということです。その目的どおりであれば、この基金は、もう使いようがないかなというふうに私は考えておりますので廃止をさせていただきたいと考えております。

先ほどおっしゃったコロナで明白に亡くなった方という方が、どれだけいらっしゃるかというところは、なかなか直接それだけだったのか、あるいは、高齢で、もともと持病と思われる病気に罹患されていて、それに加えて症状悪化の原因になった——コロナがですね——という方もいらっしゃると思います。ですので、なかなかその判断というのは、専門的な見識を持ったドクター等に判断をしていただかなければ、なかなか難しい部分なのかなというふうに考えております。

現在、5類感染症になったわけであって、こちらは、現在では季節性インフルエンザと同等ということになりますので、インフルエンザと同じ扱いということになった場合には、なかなかそこだけに休業補償であるとか見舞金の増額というところを、そういった声もありますよというところを県のほうとも相談して対応を考えるということはあるかもしれませんが、今すぐ町として単独で行っていくということになれば、新たな財源を町で確保して取り組むということになりますので、すぐにはなかなか難しいお話なのではないかと、私、現時点では判断をしたところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） そう答えられるだろうというふうに思って質問したところがありますけれども、町長は、必ず我々が提言したことに、財源がない、財源がないとすぐ言われるんですよ。ですけど、実際、今回の補正にしても、相当な金額であります。やはり、どこから捻出すれば、その財源は確保できるんですよ。ですから、やっぱり執行部がやる気があるかないかなだけだろうと私は思います。

その死亡が明白でないとか、5類になった以降のことを言っているんじゃないんですよ。令和2年から令和5年の間で、そういった方々のためにも何らかの形で、遅かりしかもしれませんけれども支援をしてあげたらという提案をしているわけですから、やはりそこは住民の立場に立って、本当に、センター所長も言われたように、1名かもしかかもしれません、認定されたのはですね。でも本人は、あのときコロナのワクチンを打たなければこげな病気にはならなかったかもしれんとか言う方は、たくさんおられると思うんですよ。

やっぱりそういう人たちに目を向けてあげるのが行政じゃないかと私は思うんですよ。だから、国の補助事業が終わったから何もかにも廃止だと言わずに、やっぱり一歩踏みとどまって、何か町民のために支援できることはないかということを常に考えてほしいということで、この条例廃止について提案なり質問をさせていただいたところでもありますので、その部分は、町長も執

行部の皆さんも、しっかりと理解をしていただきたいと思います。何かありましたらどうぞ。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） そういった声に耳を傾けてということですので、そのコロナによって、あるいはワクチン接種によってという判断が非常に難しい部分だなというところは、どうしてもありますけれども、この基金を活用するということは目的が異なりますので、これとはまた違うところの話だなと思いますけれども、ちょっと役場内で何かできることがないのかというところは、今回の意見を基に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 町長、そこを言っているんですよ。この基金条例を制定されたのは中小企業の支援のための条例かもしれません。で、事業が終わったから償還をします。それでいいじゃないですか。だけど、この高千穂町のコロナ対策基金条例ですから、残しておけば、ほかに活用もできるし、応用も効くんじゃないですかという質問をしているんですよ、僕は。いかがですか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

今回、この条例名も「新型コロナウイルス感染症対策基金」ということになっていますので、例えば、新規の感染症対応の基金というような形で新たに立ち上げるというようなことは、可能性としてはあるのかなと思いますが、新型コロナについて、再び猛威を振るうということが見通せないということですので、緊急の感染症の対応の基金を立ち上げて、そちらの基金を基に、何かしらの対応をするということは、可能性としてはあるのかなと思います。

もちろん工藤議員がおっしゃったのが、新型コロナで影響を受けた方ということですので、そういった方に対しての対応としては、この基金が活用できるという可能性はあると思いますが、当初の目的からしたときに、一旦こちらは廃止をさせていただいたほうがいいのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なければ、これで質疑を終わります。

これから、ただいま質疑の終わりました議案の委員会付託を行います。

お諮りします。議案第30号、議案第31号の議案2件については、総務産業常任委員会に付

託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案２件については、総務産業常任委員会に付託して審査を行うことに決定しました。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。

一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時38分散会
